

議案第46号

損害賠償に係る和解金の決定と和解について

おいらせ町と甲との損害賠償に係る和解金の額を決定し、和解することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及びおいらせ町病院事業の設置等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第147号）第6条の規定により、別紙のとおり定めるものとする。

令和2年9月3日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

平成30年10月10日に発生した事故に係る、おいらせ町と甲との損害賠償の和解金の額を確定し、和解することについて議会の議決を要するため提案するものである。

1 和解の相手方

おいらせ町在住者（甲）

2 事故の概要

(1) 発生日時 平成30年10月10日 午前8時00分頃

(2) 発生場所 おいらせ町上明堂1番地1

国民健康保険おいらせ病院正面玄関

(3) 状況

甲が来院した際、病院正面玄関の自動ドアに衝突し転倒。診察の結果、腰椎骨折4ヶ月と診断された。

自動ドアの不具合について調査したところ、センサー感知が埃により感度が低下していたことが原因と推察された事故である。

3 和解の内容

(1) 和解金 800,000円

(2) 甲は町の職員に対して、民事、刑事、及び行政的な責任追及を行わないことを約束する。

(3) 甲及び町は本件に関し、正当な理由無く第三者に口外しないことを相互に確認する。

(4) 甲及び町の間には、和解書に定めるほか、何ら債権債務のないことを確認する。